

香美町定住支援活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成28年香美町告示第97号。以下「実施要綱」という。）に基づく、空き家情報登録制度「空き家バンク」の利用促進を図るため、利活用が可能な空き家の情報提供を行い、かつ、空き家情報登録台帳に登録までの紹介及び世話をを行う区に対し、予算の範囲内において香美町定住支援活動奨励金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条第3号の規定による空き家をいう。
- (2) 空き家情報登録台帳 実施要綱第4条第2号の規定による空き家情報登録台帳をいう。
- (3) 町内 香美町内をいう。
- (4) 町外 香美町以外の市区町村をいう。
- (5) 区 町内の区若しくは自治会又は香住自治区をいう。
- (6) 所有者等 空き家の所有者、占有者、相続人、相続放棄者（民法（明治29年法律第89号）第940条に該当する場合に限る。）、財産管理人その他の空き家に関する権原を有し、当該空き家の売却又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (7) 移住者 次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入を行う者
  - イ 転入する前において、概ね2年以上継続して生活の本拠として町外に住

所を有する者

ウ 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（奨励金の対象者）

第3条 奨励金の対象者は、空き家が空き家情報登録台帳に登録するまでの間に、所有者等と町との間の世話をを行った区で、町長が適当と認めた区とする。

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、前条の規定による事業を実施することにより、空き家情報登録台帳に登録される物件1戸に対し、50,000円とする。ただし、空き家情報登録台帳に賃貸で登録する空き家に対する補助金等の交付は、同一物件につき、1回を限度とする。

（奨励金の交付の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、第3条に規定する事業が完了したときは、香美町定住支援活動奨励金交付申請書及び請求書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（区の協力）

第6条 区は、次の各号に掲げる活動を積極的に行うものとする。

- (1) 利活用が可能な空き家の情報提供
- (2) 前号により情報提供を行った空き家の所有者等の紹介
- (3) この事業により空き家情報登録台帳に登録された空き家に入居することとなる移住者の受け入れ

（責務）

第7条 町長は、区から求められた場合は、必要な協力をしなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日告示第 180 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 66 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。